

鎌倉市インターネット市政モニター設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、市政に対する市民各層の率直な声を継続的に聴取し、これを行政上の基礎的参考資料として活用すること及び市民の市政への関心や理解を深めることを目的として設置するインターネット環境を利用した市政e-モニター（以下「モニター」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 モニターは、次の職務を行う。

- (1) 市長が回答を依頼した市政に関するアンケートに、インターネットを利用して回答すること。
- (2) 市政に関する意見を、インターネットを利用して送信すること。
- (3) 市長との懇談会に出席すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(資格)

第3条 モニターの資格は、申込み時において満16歳以上の者で、本市に在住、在勤又は在学しているものとする。ただし、本市職員及び本市市議会議員を除く。

(任期)

第4条 モニターの任期は、市長が登録した日から、登録を抹消した日までとする。

(応募及び登録)

第5条 モニター登録に応募しようとする者は、本市ホームページ内の登録フォームより、次の各号の情報（以下「登録情報」という。）を送信しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 電話番号
- (4) メールアドレス
- (5) 生年
- (6) 職種
- (7) 性別
- (8) 勤務先住所（在勤の資格で登録しようとする者のみ）
- (9) 勤務先名称（在勤の資格で登録しようとする者のみ）
- (10) 学校名（在学の資格で登録しようとする者のみ）

2 市長は前項の規定による応募を受信したときは、速やかに登録手続を行い、登録手続を完了したときは、結果をメールで送信する。

3 市長は第3条に定める資格を満たさない者又はモニターとしてふさわしくないと認められ

る者からの応募があったときは、登録できないことをメールで送信する。

(登録情報の管理)

第6条 市長は、前条第2項の規定により、登録が完了したモニターの登録情報については、鎌倉市個人情報保護条例（平成5年条例第8号）に基づき、適切に取り扱い保護するものとする。この場合において、登録情報は本モニター活動に係る目的以外で利用してはならない。

2 市長は、前条第3項の規定により登録されなかったモニター応募者の登録情報については、速やかに抹消しなければならない。

(登録情報の変更)

第7条 モニターは登録情報に変更が生じたときは、速やかに変更内容を送信しなければならない。

2 市長は、前項の変更を受信したときは、速やかに登録情報を変更する。

(著作権)

第8条 第2条に規定する職務の遂行により得たアンケート回答や意見等の著作権は、回答を受信した時点で、市長に譲渡されるものとする。

(アンケート等の取扱い)

第9条 市長は、第2条に規定する職務の遂行により得たアンケート回答や意見等について、施策の参考資料として活用し、必要に応じてホームページ等で公開する。

2 市長は、前項の公開に当たっては、モニターに事前に承諾を得ることを要しない。また、公開に当たり、編集等を行うことができるものとする。

(費用負担)

第10条 メール等の送受信に要する費用及びインターネット環境の利用に要する費用は、モニターの負担とする。

(謝礼)

第11条 モニターに対する謝礼は、無償とする。

(禁止事項)

第12条 モニターは次に掲げる行為又はその恐れのある行為を行ってはならない。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 他のモニター又は第三者を誹謗、中傷する行為
- (4) 他のモニター又は第三者に不利益を与える行為
- (5) この要綱に基づくモニター制度の運営を妨害する行為
- (6) 第2条第1号に定めるアンケートに対し、虚偽の内容を回答する行為
- (7) 重複登録、他人になりすましての登録等、不正なモニター登録行為
- (8) その他市長が不相当と判断する行為

2 市長は、前項各号の行為に起因して第三者に損害が生じた場合、損害に対する一切の責任

を負わない。

(モニター登録の抹消)

第13条 市長はモニターが次の各号のいずれかに該当するときは、モニター登録を抹消することができる。

- (1) 市長に対し、辞退の申出があったとき。
- (2) 第3条に定める資格の要件に該当しなくなったとき。
- (3) 前条に定める禁止行為を行ったとき。
- (4) 第2条第1号に定めるアンケートに1年以上回答しないとき。
- (5) 第2条第1号で定めるアンケートをメールで送信する際、当該メールが不達になる状態が1年以上続いたとき。
- (6) 前各号のほか、市長が登録抹消の必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定によりモニター登録を抹消したときは、当該モニターに対し、メールで通知する。ただし、同項第5号に該当する場合は、登録情報の住所地への郵送により行う。

3 市長は、第1項の規定によりモニター登録を抹消したときは、前項の規定による通知の後、登録情報を削除する。

4 第1項第3号に該当し、登録を抹消されたモニターは、再度モニター登録することはできない。

(身分及び責任)

第14条 モニターは、市政の発展向上のために公共的視野に立ち、市政推進に対して、民間協力者として第2条各号の職務を行うものであって、特別な身分及び権利を付与されるものではない。

2 モニター活動に関し、モニターが自主的に行う行動により生じたことならについての一切の責任は、モニター自らが負うものとする。この場合において、市に対しての責任は問えないものとする。

(免責)

第15条 市長は、インターネットの不具合に起因して、第2条各号に定める職務に係るメールの不達、消失又は文字化け等が起こり、そのことによりモニターが損害を受けた場合であっても、その責任を負わないものとする。

(モニター制度の変更、一時中断、中止)

第16条 市長は、本制度の内容の変更並びに本制度の一時中断及び中止について、事前に通知を行った上で、モニターの承諾を要することなく、行うことができる。

2 前項に定める通知はメールにより行う。この場合において、メールが不達であっても、再通知は行わない。

(事務局)

第17条 モニターに関する事務は、広聴を所管する課等において処理する。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、モニターに関し必要な事項は、その都度市長が定める。

付 則

この要綱は、平成22年6月11日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月26日から施行する。

この要綱は、平成25年12月13日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。